

令和7年度石岡市商店会等街路灯電気料支援金交付要綱

(令和7年3月31日石岡市告示第309号)

(趣旨)

第1条 この告示は、商店会等の経済的負担を緩和するため、街路灯の電気料を負担する商店会等に対し、予算の範囲内において石岡市商店会等街路灯電気料支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、当該支援金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店会等 次のものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づく商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づく商店街事業協同組合

ウ 商店街活性化又は街路灯の管理を目的に組織された任意団体

エ その他街路灯の管理を行う団体で、市長が適当と認める者

(2) 街路灯 商店街の環境美化及び近代化に寄与するため、地域内に設置した街路灯で、かつ、当該地域内の商店会等が維持管理を行っているものをいう。

(3) 基準日 支援金の交付を受けようとする年度の4月1日をいう。

(支援金対象者等)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「支援金対象者」という。）は、街路灯の維持管理及び電気料金の負担を行う商店会等とする。

2 支援の対象となる事業（以下「支援事業」という。）は、街路灯の電気料金で、他の類似する支援金及び補助金を受けていないものとする。

3 支援の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、前項の補助事業のうち、基準日の属する年度の前年度の1月1日から基準日の属する年度の12月31日までに商店会等が支払を行ったものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に定める額とする。ただし、支援金の額に1,000円未満

の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 基準日時点において街路灯が全てLED（発光ダイオード）化されたもの 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。
- (2) 前号以外のもの 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、2万円を上限とする。

（交付の申請及び実績報告）

第5条 支援金対象者が支援金の交付を受けるときは、申請年度における2月末日までに商店会等街路灯電気料支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請時チェックリスト
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の確定）

第6条 市長は、前条の規定により、申請書及び実績報告があった場合は、当該申請書及び実績報告書に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により内容が適正であるかを調査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、支援金の交付の確定をするものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、支援金の交付の確定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 支援金の交付の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは、支援金の全部を返納又は返還しなければならないこと。
- (2) その他市長が必要と認めること。

（交付の確定の通知）

第8条 市長は、支援金の交付又は不交付を確定したときは、速やかに、その確定の内容及びこれに付した条件を商店会等街路灯電気料支援金交付確定通知書（様式第2号）により支援金対象者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第9条 前条の規定により交付の確定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、商店会等街路灯電気料支援金交付請求書（様式第3号）に、商店会等街路灯支援金交付確定通知書の写しを添えて、市長が定める期日までに支援金の交付を請求しなければならない。

（交付の確定の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の確定の全部を取り消すものとする。

- （1） 偽りの申請その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- （2） 支援金の交付の確定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- （4） 特に市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付の確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、商店会等街路灯電気料支援金返納・返還命令通知書（様式第4号）により、期限を定めて、その返納又は返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第11条 市長は、支援金の交付の確定の取消しをするときは、支援金対象者に対し、その理由を示すものとする。

（報告及び調査）

第12条 市長がこの告示に基づく支援金の交付に関し、報告を求め、又は支援金の交付に関する帳簿、書類等を調査する場合は、支援金対象者はこれに協力しなければならない。

（関係書類の保管等）

第13条 支援金の交付を受けた支援金対象者は、支援金の交付に係る関係書類を整備し、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(令和6年度石岡市商店会等街路灯電気料支援金交付要綱の廃止)
- 2 令和6年度石岡市商店会等街路灯電気料支援金交付要綱（令和6年石岡市告示第336号）は、廃止する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所
名称
氏名

商店会等街路灯電気料支援金交付申請書兼実績報告書

令和 7 年度石岡市商店会等街路灯電気料支援金交付要綱第 5 条の規定により，支援金の交付を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

記

- 1 支援金申請額及び実績額 円
- 2 添付書類
- (1) 申請時チェックリスト
- (2) 商店会等街路灯電気料の支払を証する書類
- 3 支援金振込先（申請者と口座名義が同一であること。）

金融機関名	本・支店名	分類	口座番号							
1 銀行 2 金庫 3 信組 4 農協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座								
金融機関コード	支店コード									
フリガナ										
口座名義										

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

商店会等街路灯電気料支援金交付確定通知書

年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった支援金の交付については、
令和 7 年度石岡市商店会等街路灯電気料支援金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり
確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|----|-----|
| 1 | 確定の区分 | 交付 | 不交付 |
| 2 | 支援金交付確定額 | 金 | 円 |

年 月 日

石岡市長 宛

請求者 住所
名称
氏名

商店会等街路灯電気料支援金交付請求書

年 月 日付で交付確定のあった令和 7 年度石岡市商店会等街路灯電気料
支援金について、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 円

2 請求額の内容

支 援 金 の 名 称	令和 7 年度石岡市商店会等街路灯電気料支援金
交 付 確 定 通 知	年 月 日付通知（石岡市指令 第 号）
支援金交付確定通知額	金 円

※商店会等街路灯電気料支援金交付確定通知書の写しを添付すること。

様式第 4 号（第10条関係）

年 月 日

様

石岡市長 印

商店会等街路灯電気料支援金返納・返還命令通知書

年 月 日付 第 号で交付確定した支援金について，令和 7 年度石岡市商店会等街路灯電気料支援金交付要綱第10条第 3 項の規定により，下記の通り返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返還・返納方法 別紙返納通知書による。
- 4 支援金の名称 令和 7 年度石岡市商店会等街路灯電気料支援金

交 付 確 定 通 知	年 月 日付通知（ 第 号）
支 援 金 交 付 確 定 額	円
支 援 金 の 既 交 付 額	円
返 納 ・ 返 還 事 由	